

定例監査の結果

1 監査の期間

令和5年2月14日から令和5年3月1日まで

2 監査の対象

(1) 対象部課

産業部 商工振興課

(2) 対象期間

令和4年4月1日から令和5年3月1日まで

3 監査の方法

予算及び事務の執行が関係法令等に準拠して適正かつ効率的に行われているかを主眼に、事前に監査資料の提出を求めるとともに、書類審査及び担当職員への質問等による審査を実施した。また、本年度の監査実施方針において重点項目とした現金収納に係る事務処理について、西尾市予算決算会計規則等の規定に基づき適切かつ効率的に執行されているかどうかを主眼として監査を行った。

4 監査の結果

以下に掲げるとおり改善、是正を要する事項が見受けられた。今後の事務執行にあたっては、これらに十分留意し、その措置を講じられたい。

なお、駿馬瀬戸地区工業系用地開発関連業務については、精査が行われているため、本定例監査においては確認していない。

(1) 契約事務において、下記のとおり不備が見受けられた。

ア 契約締結伺いにおいて、1者と随意契約を締結する理由の記載がなく、見積徴収していないものがあった。

【地方自治法施行令第167条の2第1項第2号、契約規則第24条の3】

イ 予定価格書作成のための仕様と、契約締結のための見積書徴収の仕様が異なるものがあった。 【契約規則第14号】

(2) 文書取扱事務において、起案文書を文書管理システムに登録していないものが散見された。 【文書取扱規程第18条】

(3) 補助金の交付事務において、補助事業が完了したにもかかわらず、30日以内に実績報告書兼請求書の提出を受けていないものが散見された。

【カーボンニュートラル推進事業者支援補助金交付要綱第10条】

(4) 会計年度任用職員の時間外勤務事務手続きにおいて、時間外勤務命令書を作成していなかった。 【会計年度任用職員給与等の概要】